

## 越生町告示第15号

制限付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

越生町長 新井康之

### 1 入札の対象

- (1) 工事名 越生町中央公民館・体育館外壁等改修工事
- (2) 工事場所 越生町大字越生917番地
- (3) 工事内容 改修計画
  - ・公民館 2階建
  - ・体育館 1階建
  - ・建築工
  - ・電気設備工
  - ・機械設備工《注意事項》
  - ・施工期間は、令和6年7月1日（月）以降とする。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

### 2 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和6年4月25日（木）午後1時30分
- (2) 入札場所 越生町役場 2階 202会議室
- (3) 入札回数 3回までとする。
- (4) 入札金額見積内訳書の提出

入札参加者は1回目の入札書提出と同時に、設計図書に基づいた入札金額見積内訳書を提出しなければならない。この場合、提出された入札金額見積内訳書に記載した工事価格が、入札書に記載した金額より少額である者が行った入札は無効とする。

### 3 入札参加資格

この入札の告示日現在において、指定業種に係る令和5・6年度越生町建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載があるもので、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ただし、告示日から入札執行日までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者、又はこの入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。

- (1) 指定業種 建築工事業（許可区分が特定建設業の者に限る。）

(2) 級別格付 資格者名簿における当該指定業種に係る級別格付がA級（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築における総合評定値（P）が1,000点以上）の者。

ただし、単体企業と経常建設共同企業体の重複した申請はできない。

(3) 制限

ア 地域制限 越生町に対して契約権限を有する本店又は主たる営業所等が、埼玉県内に置かれている者

イ 実績制限 設定しない

(4) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）の提出 この入札の申込み時に令和3年11月1日以降の日を審査基準日とする当該指定業種に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出できる者

(5) 特定建設業許可証（写し）の提出できる者

(6) 技術者の配置 この工事の施工に当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく主任技術者、又は監理技術者資格証の交付を受けた監理技術者等を専任で配置できる者

(7) 施行令第167条の4の規定に該当しない者、越生町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年越生町告示第100号）及び越生町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年越生町要綱第31号）に基づく指名停止期間中又は指名除外期間中でない者。会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされた者は、それぞれ更正又は再生手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、当該結果通知書をもって当町に対し再審査の手続が完了しているものでなければならない。

(8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（本工事に係る設計業務等の受託者）

商号又は名称 ㈱協和コンサルタント 関東営業所

所在地 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 4-262-6

本店所在地 東京都渋谷区笹塚 1-62-11

#### 4 入札参加の申込み

入札参加資格を有する入札参加希望者は次により申込みを行い、入札参加資格審査を受け、許可された者は入札参加資格者証の交付と設計図書（CD）の貸出しを受ける。設計図書（CD）の返却は、入札当日までに返却しなければならない。

(1) 申込期間 令和6年4月1日（月）から令和6年4月15日（月）まで  
（土曜日、日曜日を除く。）

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(3) 申込場所 越生町役場 企画財政課（管財担当）

(4) 提出書類 制限付一般競争入札参加申込書、及び所定の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し、特定建設業許可証の写し。（申込書は、越生町役場企画財政課に用意してあるが、越生町公式ホームページでダウンロードすることもでき

る。)

(5) 設計図書 (CD) の貸出 越生町役場 企画財政課 (管財担当)

(6) 現場説明会 開催しない。

## 5 設計図書等に関する質問・回答

設計図書について質問のある者は、次のとおり行うことができる。

### (1) 質問方法

ア 受付期間 令和6年4月1日(月)から令和6年4月18日(木)まで  
(土曜日、日曜日を除く。)

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

ウ 受付場所 越生町教育委員会 生涯学習課

エ 受付方法 質問はファクシミリにより受け付ける。  
(FAX 番号 049-292-5110)

(2) 回答の方法 ファクシミリによる回答とする。

(3) 回答の期日 令和6年4月22日(月)とする。

## 6 入札保証金

(1) 入札に際しては、越生町契約規則(平成19年越生町規則第17号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定に基づき、次により入札見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。また、入札保証金の納付に代えて町長が認める担保を提供する場合も同様とする。

ア 納付日時 入札当日の午前8時30分から午後1時00分まで  
(受領書又は預り証を入札会場の受付へ提示すること。)

イ 納付場所 越生町役場 会計課

ウ 還付 納付した入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供した担保を含む。)は、入札終了後、直ちに還付するので納付場所で受領すること。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

(2) 規則第7条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するものとして次の要件に該当する者は、所定の入札保証金免除申請書を提出することにより、当該入札保証金を免除する。

### ア 入札保証金免除要件

(ア) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に当町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を当町に提出した場合。

(イ) 入札に参加しようとする者が平成31年4月1日以降において、国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体との間に、建築工事で1件の請負金額が5,000万円以上の契約を2件以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した場合。

イ 免除申請書提出期限 令和6年4月22日(月)午後5時までに、越生町役場企画財政課へ提出すること。(土曜日、日曜日を除く。)

## 7 契約条項等

- (1) 規則及び越生町建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）は、越生町役場企画財政課において閲覧に供する。
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年越生町条例第166号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない。契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に何らの手続きを要することなく本契約とみなす。

## 8 最低制限価格

設定あり。

ただし、入札書に記載した金額が最低制限価格より少額であった場合、再度入札には参加できない。

## 9 契約保証金

落札者は、この仮契約の締結と同時に、規則第16条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を付さなければならない。

## 10 支払条件等

- (1) 前払金 有 契約金額の4割以内とする。ただし、1万円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 部分払 無

## 11 その他

- (1) 入札者が2人に満たない場合は、入札の執行を中止する。
- (2) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ交付された入札参加資格者証を入札会場の受付に提出した者でなければならない。
- (3) 入札会場には、1業者1名の入室とし、入札執行途中での退室は認めない。
- (4) 入札参加資格者証の交付を受けた者でも、入札参加を義務付けるものではない。
- (5) 入札に際しては、設計図書等、越生町競争入札参加者心得及び現場等を熟知のうえ参加しなければならない。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) この入札に際し、談合その他の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、当該入札を無効とし、又は契約を解除することがある。